7　職員給与等の状況

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和8年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) ６年度の人件費率
７年度	1,995,882人	1,047,502,612千円	7,567,393千円	246,810,653千円	23.5%	24.6%

（注）人件費には児童手当を含みません。

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
７年度	26,601人	119,129,451千円	22,203,438千円	48,808,270千円	190,141,159千円	7,148千円

（注）１　職員手当には退職手当、児童手当を含みません。
２　職員数については、７年４月１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

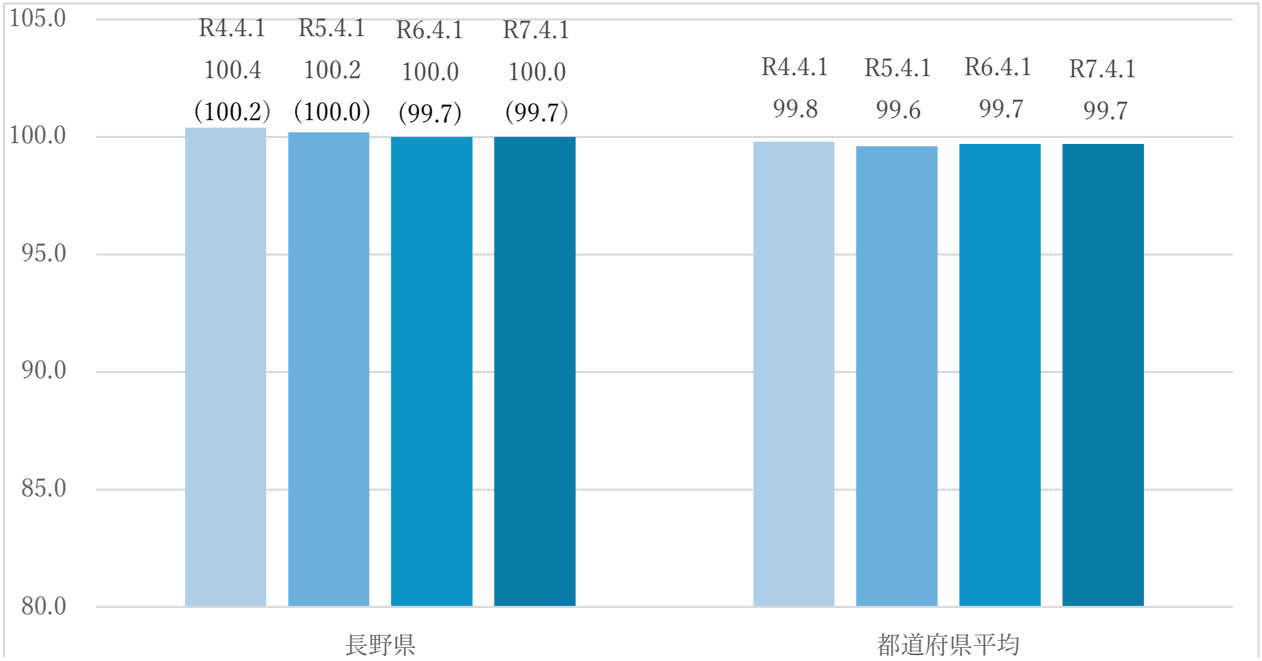

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

（４）給与改定の状況

①　月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
７年度	円 390.697	円 379,844	10,853円 (2.86%)	% 2.86	% 2.86	% 3.62

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②　特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
７年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 4.65	月 4.65	月 4.65

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（５）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

①　一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	44.8歳	336,600円	405,603円	369,759円
国	41.9歳	332,237円	―	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

②　技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	*	*	*	*	*	民間の類似職種	―	―	―
うち庁務技師	*	*	*	*	*	うち他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	48.0歳	320.6千円	*
国	51.3歳	1,703人	294,567円	―	337,907円	―	―	―	―
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	―	―	―	―

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収　（D）	C／D
庁務技師	*	廃棄物処理業 従事者	4,457.9 千円	*

（注）1　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（廃棄物処理業従事者は令和４～令和６年の３ヵ年平均）

2　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

4　個人情報保護の観点から、対象となる職員数が１人又は２人の場合は、該当欄を「*」としています。

③　高等学校、特別支援学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.1 歳	375,600 円	415,704 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④　小・中学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.6 歳	375,700 円	416,951 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤　警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
長野県	38.6 歳	348,200 円	393,531 円	382,248 円
国	41.7 歳	329,095 円	―	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

（注）1　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3　「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（6）職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区　　分		長　　野　　県	国
一般行政職	大 学 卒	230,500円	220,000円
	高 校 卒	198,700円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	193,200円	－
	中 学 卒	－	－
高等学校教育職	大 学 卒	257,500円	－
	高 校 卒	－	－
小・中学校等教育職	大 学 卒	257,500円	－
	高 校 卒	－	－
警　察　職	大 学 卒	269,700円	255,200円
	高 校 卒	235,400円	216,400円

（7）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	277,736円	353,047円	385,105円	401,346円
	高 校 卒	260,063円	326,315円	312,733円	379,667円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	－
	中 学 卒	－	－	－	－
高等学校教育職	大 学 卒	336,585円	396,542円	423,028円	443,611円
	高 校 卒	291,382円	－	－	－
小・中学校等教育職	大 学 卒	339,450円	387,154円	415,419円	425,555円
	高 校 卒	－	－	－	－
警　察　職	大 学 卒	302,406円	386,790円	414,288円	421,788円
	高 校 卒	286,585円	341,989円	368,331円	421,640円

（８）級別職員数等の状況（令和７年４月１日現在）

①　一般行政職

一般行政職の総職員数は5,357人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
９級	１　複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 ２　極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	22人	0.4%	521,300円	552,700円
８級	１　本庁の部長の職務 ２　極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	52人	1.0%	468,300円	499,100円
７級	１　複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 ２　複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 ３　極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 ４　複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	224人	4.2%	417,200円	460,700円
６級	１　本庁の課長の職務 ２　現地機関の長の職務 ３　複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 ４　企画幹の職務	391人	7.3%	362,900円	424,800円
５級	１　課長補佐の職務 ２　現地機関の課長の職務	714人	13.3%	328,300円	406,900円
４級	１　係長の職務 ２　特に規模の小さい現地機関の課長の職務 ３　規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 ４　担当係長の職務 ５　主幹の職務 ６　主査の職務	1,730人	32.3%	305,300円	397,800円
３級	主任の職務	593人	11.1%	271,100円	362,400円
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1,007人	18.8%	235,000円	315,200円
１級	主事又は技師の職務	624人	11.6%	187,500円	263,700円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 5,378 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	110人	2.0%	474,300円	503,000円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	163人	3.0%	397,500円	478,900円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,217人	78.4%	265,200円	442,200円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	888人	16.5%	217,300円	349,400円

③ 小・中・義務教育学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 11,088 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	540人	4.9%	457,400円	477,400円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	546人	4.9%	369,400円	448,900円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,788人	79.3%	238,800円	430,600円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,214人	10.9%	217,300円	327,200円

④　警察職

警察職の総職員数は3,506人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1警察本部の部長の職務 2極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	489,700円	520,500円
8級	1極めて複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	35人	1.0%	442,100円	483,200円
7級	1複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	43人	1.2%	404,900円	468,200円
6級	1警察本部の課長の職務 2警察署の長の職務 3複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の次長の職務	89人	2.5%	373,300円	451,700円
5級	1警察本部の次長の職務 2警察署の次長の職務 3複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	518人	14.8%	351,200円	444,700円
4級	1警察本部の課長補佐の職務 2複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4極めて複雑かつ困難な業務を行う主任の職務	895人	25.5%	314,600円	423,000円
3級	1係長の職務 2警察署の課長の職務 3複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	755人	21.5%	275,200円	404,600円
2級	1主任の職務 2巡査長の職務 3比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	706人	20.1%	251,700円	384,200円
1級	巡査の行う職務	447人	12.7%	230,200円	346,100円

（注）長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1　地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。 2　昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

（９）職員の手当の状況

①　期末手当・勤勉手当

長　　野　　県	国
1人当たり平均支給額（7年度）　1,857千円	―
（7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分	（7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%　・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%　・管理職加算10～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1　地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。 2　半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

②　退職手当（令和7年4月1日現在）

長　　野　　県		国	
(支給率)	自己都合　応募認定・定年	(支給率)	自己都合　応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分　24.586875月分	勤続20年	19.6695月分　24.586875月分
勤続25年	28.0395月分　33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分　33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分　47.709　月分	勤続35年	39.7575月分　47.709　月分
最高限度	47.709 月分　47.709　月分	最高限度	47.709 月分　47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
1人当たり平均支給額	4,626千円　23,851千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

③　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（７年度決算）		2,059,976千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）		71,991　円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	40人	20.0%	20.0%
大阪府大阪市等	5人	16.0%	16.0%
東京都八王子市	1人	15.0%	15.0%
愛知県名古屋市等	5人	14.0%	14.0%
広島県広島市	1人	9.0%	9.0%
愛知県東浦町	1人	6.0%	6.0%
埼玉県戸田市	1人	5.0%	5.0%
石川県金沢市	3人	3.0%	3.0%
長野県（塩尻市）	656人	1.6%	5.0%
長野県（長野市及び松本市）	9,261人	1.6%	3.0%
長野県（諏訪市及び伊那市）	1,705人	1.6%	2.0%
長野県（上記以外）	12,980人	1.6%	0%
上記以外の市町村	25人	0%	0%
医師	28人	16.0%	16.0%
平均支給割合		1.65%	1.45%

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

④　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（7年度決算）	1,480,207千円
支給職員１人当たり平均支給年額（7年度決算）	85,934円
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）	56.89%
手当の種類（手当数）	38

○一般職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、東京事務所、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 674	業務１日につき600円（業務に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談支援センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 22,847	業務１日につき1,400円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,130	作業１日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の２の２の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 706	作業１日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 88	業務１日につき1,200円（業務に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,302	業務１日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課、環境保全研究所又は諏訪湖環境研究センターに勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,610	作業１日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,319	業務１日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 34	作業１日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 22	作業１日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額

特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 610	作業１日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあっては作業１日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,576	交渉１日につき700円（交渉に従事した時間が１日につき２時間に満たない場合は560円。交渉が午後７時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 289	作業１日につき300円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は180円）
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業１日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前５時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 11,970	勤務１回につき3,550円（深夜における勤務時間が２時間以上４時間に満たない場合は3,100円、２時間に満たない場合は2,150円）、勤務時間が深夜（午後10時～翌日午前５時）の全部を含む場合は7,300円
航空業務手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 11,171	作業１時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあっては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業１日につき2,600円（作業に従事した時間が１日につき２時間に満たない場合は1,560円）（航空法（昭和27年法律第231号）第19条第２項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の100分の30に相当する

				額を加えた額）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務１時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあっては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務１日につき870円
外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの		千円 45,940	勤務１月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第２条第１項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度決算）	左記職員に対する支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 191	１時間につき 670 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務１夜につき 2,100 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の２以上の学年の児童又は生徒で編制さ	３以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 752	業務１日につき 180 円

	れている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	２の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務１日につき 150 円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 950,133	業務１日（泊を伴うものにあつては、１泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあっては知事及び人事委員会）と協議して定める額
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの		
		学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの		
		特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		
		小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第２項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務		
		小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務		
		学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの		

教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 48,875	業務１日につき 100 円
入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 18,858	１時間につき240円
特殊現場作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業１日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業１日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度決算）	左記職員に対する支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 70,251	作業１日につき 560 円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は 340 円）
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 10,044	作業１日につき 340 円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は 200 円）
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業（準備の作業を含む。）又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 8,436	作業１日につき 560 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

警ら手当	警察官	警らの作業	千円 45,820	作業１日につき340円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は200円）
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業１日につき 330 円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は 200 円）
交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 31,120	作業１日につき 840 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 10,800	作業１時間につき 5,100 円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあっては、その額にその額の 100 分の 45 に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業１日につき 2,600 円（作業に従事した時間が１日につき２時間に満たない場合は 1,560 円）（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 19 条第２項に規定する確認の作業を行った場合は、その額にその額の 100 分の 30 に相当する額を加えた額）
		航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。）		作業１時間につき 2,200 円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあっては、その額にその額の 100 分の 30 に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った捜索作業		作業１日につき 870 円

術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 121	指導１日につき 310 円（指導に従事した時間が１日につき２時間に満たない場合は 190 円）
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業１日につき 620 円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は 380 円）
	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業１日につき310円（作業に従事した時間が１日につき４時間に満たない場合は190円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,939	作業又は訓練１日につき 1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	（１）人の死体の処理作業 （２）特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 53,149	（１）にあっては作業１体につき 3,200 円、（２）にあっては作業１日につき 2,000 円

爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務１回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 934	作業１日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 221	勤務１日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前５時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 108,304	勤務１回につき 1,100 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 2,858	勤務１回につき1,240円
潜水手当	警察職員	潜水器具を着用した潜水作業	千円 111	作業１時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業１日につき 40,000 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤　時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合　計	職員1人当たり平均支給年額
７年度	2,183,045千円	2,192,152千円	4,375,197千円	465千円
６年度	2,019,518千円	2,094,114千円	4,113,632千円	433千円

⑥ その他の手当（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手当名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度との異同</th><th>国の制度と異なる内容</th><th>支給実績（7年度決算）</th><th>支給職員１人当たり平均支給年額（7年度決算）</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に対し支給。
<table><tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>3,000 円 (※)</td></tr><tr><td>孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者</td><td>１人につき父母等6,500 円 (※)。</td></tr><tr><td>子</td><td>１人につき 11,500 円(※)
なお、扶養親族である子のうち、満15 歳に達する日後の最初の４月１日から満22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする</td></tr></table>※　配偶者の支給額は、行政職給料表８級相当以上の職員の場合、支給されない。
父母等の支給額は、行政職給料表８級相当職員の場合3,500円、行政職給料表９級相当職員の場合、支給されない。</td><td>同じ</td><td>―</td><td>2,540,588
千円</td><td>245,966
円</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>住居手当</td>
<td>住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。

<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr>
<tr><td>借家等</td><td>〔家賃月 24,500 円以下〕
支給額＝家賃相当額－12,000 円
〔家賃月 24,500 円超〕
支給額＝12,500 円＋（家賃相当額－24,500 円）×1/2
（最高支給限度額：27,700 円）</td></tr>
<tr><td>別居する配偶者のための借家等</td><td>上記の２分の１の額</td></tr>
</table>
</td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。

借家等

［家賃月 27,000 円以下］
支給額＝
家賃相当額－16,000 円

［家賃月 27,000 円超］
支給額＝11,000 円＋（家賃相当額－27,000 円）×1/2
（最高支給限度額：28,000 円）</td>
<td>1,998,611
千円</td>
<td>284,824
円</td>
</tr>
<tr>
<td>通勤手当</td>
<td>通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。

<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr>
<tr><td>交通機関利用者</td><td>６か月定期券等の価額により一括支給。
１か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）（※）</td></tr>
<tr><td>交通用具使用者</td><td>使用距離に応じて 2,460 円～41,050 円。
（自動車・バイク・自転車とも同額）
ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（※）</td></tr>
</table>
（※）１ヶ月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る特別料金を合算した額で150,000円を限度とする。</td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

交通用具使用者の支給額
2,000 円～31,600 円</td>
<td>3,024,472千円</td>
<td>124,085
円</td>
</tr>
<tr>
<td>単身赴任手当</td>
<td>異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。</td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

8,000～70,000 円を加算</td>
<td>341,746
千円</td>
<td>385,283
円</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>宿日直手当</td>
<td>正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。

<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額(勤務１回につき)</th></tr>
<tr><td>医師</td><td>22,500 円</td></tr>
<tr><td>一般の宿日直</td><td>4,700 円</td></tr>
<tr><td>特別支援教育諸学校</td><td>7,400 円</td></tr>
<tr><td>警察</td><td>7,700 円</td></tr>
</table>
</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>147,644
千円</td>
<td>163,323
円</td>
</tr>
<tr>
<td>管理職員特別勤務手当</td>
<td>公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務１回につき12,000 円以内（勤務が６時間を超える場合には18,000 円以内）の額とする。</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>16,277
千円</td>
<td>110,727円</td>
</tr>
<tr>
<td>休日給</td>
<td>国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>701,601
千円</td>
<td>173,021
円</td>
</tr>
<tr>
<td>給料の特別調整額</td>
<td>管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。

<table>
<tr><th>主な職</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>部長級（行政職）</td><td>94,800円～130,700円</td></tr>
<tr><td>課長級（行政職）</td><td>59,000円～ 80,700円</td></tr>
<tr><td>学校の校長</td><td>53,400円～ 74,300円</td></tr>
<tr><td>学校の教頭</td><td>34,700円～ 54,300円</td></tr>
</table>
</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>1,598,514
千円</td>
<td>731,250
円</td>
</tr>
<tr>
<td>寒冷地手当</td>
<td>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で 、11 月から翌年３月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。

<table>
<tr><td rowspan="2">世帯等の区分</td><td colspan="2">世帯主である職員</td><td rowspan="2">その他の職員</td></tr>
<tr><td>扶養親族のある職員</td><td>その他の世帯主である職員</td></tr>
<tr><td>月額</td><td>19,800 円</td><td>11,400 円</td><td>8,200 円</td></tr>
</table>
</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>1,490,948
千円</td>
<td>55,123円</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>初任給調整手当</td><td>医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。
<table><tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>医師・歯科医師</td><td>国家試験に合格してからの期間に応じ192,900円～370,400円</td></tr><tr><td>獣医師</td><td>採用後の期間に応じ
5,000円～50,000円</td></tr><tr><td>理学療法士
作業療法士</td><td>採用後の期間に応じ
2,000円～10,000円</td></tr><tr><td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td><td>採用後の期間に応じ
500円～2,500円</td></tr></table></td><td>異なる</td><td>＜国の制度＞
医師等について、414,800円以内で支給。
獣医師に係る手当について支給なし。</td><td>91,985
千円</td><td>958,177
円</td></tr>
<tr><td>特地勤務手当</td><td>生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（２級地8/100）を乗じて得た額を支給。</td><td>同じ</td><td>―</td><td>8,164
千円</td><td>209,343
円</td></tr>
<tr><td>夜勤手当</td><td>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前５時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</td><td>同じ</td><td>―</td><td>318,400
千円</td><td>107,895
円</td></tr>
<tr><td>農林業普及指導手当</td><td>農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。</td><td></td><td></td><td>26,183
千円</td><td>155,853
円</td></tr>
<tr><td>へき地手当</td><td>交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（１級地8/100～４級地20/100）を乗じて得た額を支給。</td><td></td><td></td><td>178,194
千円</td><td>366,653
円</td></tr>
<tr><td>義務教育等教員特別手当</td><td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。</td><td></td><td></td><td>1,005,114
千円</td><td>57,353
円</td></tr>
<tr><td>定時制通信教育手当</td><td>定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。</td><td></td><td></td><td>76,212
千円</td><td>245,845
円</td></tr>
<tr><td>産業教育手当</td><td>農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担任する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。</td><td></td><td></td><td>98,389
千円</td><td>230,418
円</td></tr>
</table>

（10）特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,292,000円		
	副知事	996,000円		
報酬	議長	996,000円		
	副議長	870,000円		
	議員	813,000円		
期末手当	知事 副知事	（７年度支給割合） 3.5月分		
	議長 副議長 議員	（７年度支給割合） 3.5月分		
退職手当		(算定方式)	(１期の手当額)	(支給時期)
	知事	129万2千円×在職月数×0.53	3,286万8千480円	原則、最終退職時
	副知事	99万6千円×在職月数×0.38	1,816万7千40円	原則、最終退職時

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

（11）公営企業職員の状況

①　職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 5年度の総費用に占める職員給与費比率
7年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	5,102,289	585,011	313,405	6.1	5.4
水道事業	4,961,910	147,568	257,711	5.2	5.6

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 330,422 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
7年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	70	297,492	76,654	126,133	500,279	7,147
水道事業	56	245,366	53,432	102,461	401,259	7,165

（注）1　職員手当には退職手当、児童手当を含みません。
2　職員数は、8年3月31日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）【計算方法の確認】

区　分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長　野　県	43.7歳	354,345円	529,417円
	団 体 平 均	45.0歳	354,032円	550,346円
水道事業	長　野　県	48.8歳	366,965円	532,356円
	団 体 平 均	44.1歳	357,391円	563,334円

（注）　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

長　　野　　県
1人当たり平均支給額（7年度） 電気事業　1,767千円 水道事業　1,728千円
（7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

長　　野　　県		
(支給率)	自己都合	応募認定･定年
勤続 20年	19.66950月	26.36550月
勤続 25年	28.03950月	33.27075月
勤続 35年	39.75750月	47.70900月
最高限度額	47.70900月	47.70900月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（３％～30％加算）	
1人当たり平均支給額		
電気事業	0千円	26,856 千円
水道事業	539 千円	21,718 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、７年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（７年度決算）		8,959　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）		71,102　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.6	70	1.6
水道事業（全県）	1.6	56	1.6

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）ここから

支給実績（７年度決算）	千円
電気事業	87
水道事業	96
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	円
電気事業	3,510
水道事業	11,980
職員全体に占める手当支給職員の割合（７年度）	%
電気事業	35.2
水道事業	13.6
手当の種類（手当数）	
電気事業	電気事業及び水道事業合計で５
水道事業	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 79	１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
		地上又は水面上５メートル以上 15 メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下 15 メートル以上の縦坑（直径が 15 メートル未満のものに限る。）で行う作業</td><td></td><td>１日につき 500 円
（２時間未満の場合 300 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下２メートル以上の深所又は地面下５メートル以上の縦坑（直径が５メートル未満のものに限る。）で行う作業</td><td></td><td>１日につき 400 円
（２時間未満の場合 240 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業</td><td></td><td>１日につき 500 円
（２時間未満の場合 300 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの</td><td></td><td>１日につき 400 円
（２時間未満の場合 240 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>普通高圧以上の活線作業</td><td></td><td>１日につき 500 円
（２時間未満の場合 300 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業</td><td></td><td>１日につき 500 円
（２時間未満の場合 300 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>水圧鉄管の内部作業</td><td></td><td>１日につき 500 円
（２時間未満の場合 300 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業</td><td></td><td>１日につき 200 円
（４時間未満の場合 120 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>次の範囲内で活線に近接して行う作業
<table><tr><th>距離区分
活線の
電圧区分</th><th>頭上
メートル
以内</th><th>側面
メートル
以内</th><th>足下
メートル
以内</th></tr><tr><td>3,300ボルト以上
22,000ボルト未満</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr><tr><td>22,000ボルト以上
154,000ボルト未満</td><td>0.6</td><td>1.0</td><td>1.2</td></tr><tr><td>154,000ボルト以上</td><td>1.8</td><td>2.5</td><td>3.6</td></tr></table></td><td></td><td>１日につき 200 円
（４時間未満の場合 120 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの
（１）送電線路補修作業
（２）外線作業
（３）主要機器の分解補修及び据付けの作業
（４）屋外鉄構の組立て又は架線の作業</td><td></td><td>１日につき 200 円
（４時間未満の場合 120 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業</td><td></td><td>１日につき 400 円
（２時間未満の場合 240 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業</td><td></td><td>１日につき 600 円（２時間未満の場合 360 円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは 900 円
（２時間未満の場合 540 円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業</td><td></td><td>１日につき 400 円（２時間未満の場合 240 円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは 600 円
（２時間未満の場合 360 円）</td></tr>
</table>

		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後８時から翌日の午前６時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		１日につき 300 円 （２時間未満の場合 180 円）
		ダムにおいて行う 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定の作業		１日につき 300 円 （２時間未満の場合 180 円）
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 4	１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	１日につき 300 円 （４時間未満の場合 180 円）
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者と行う交渉 (１)国、地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第９条の２各号に掲げる法人その他これらに準ずるもの (２)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 8	１日につき 700 円（２時間未満の場合 560 円）。 この場合において、交渉が午後７時以後に及ぶときは 1,100 円（２時間未満の場合 960 円）
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 92	１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第２条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 0	１日につき 300 円 （４時間未満の場合 180 円）。 この場合において、作業が牛又は豚のと殺のときは 600 円 （４時間未満の場合 360 円）

オ　時間外勤務手当

支給実績（７年度決算）	千円
電気事業	30,985
水道事業	17,905
職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	千円
電気事業	436
水道事業	303
支給実績（６年度決算）	千円
電気事業	32,958
水道事業	17,062
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	千円
電気事業	599
水道事業	334

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手当名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度との異同</th><th>国の制度と異なる内容</th><th>支給実績（７年度決算）</th><th>支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に対し支給。
<table><tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>子、　孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者</td><td>１人につき子11,500円、父母等6,500円。
なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td></tr></table>※　行政職給料表８級相当職員は、父母等の場合の支給額は3,500円、配偶者の場合は支給されない。</td><td>同じ</td><td>―</td><td>千円
電気事業
8,877
水道事業
5,333</td><td>円
電気事業
246,569
水道事業
183,897</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>住居手当</td>
<td>住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。

<table><tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>借家等</td><td>〔家賃月24,500円以下〕
支給額＝家賃相当額－12,000円
〔家賃月24,500円超〕
支給額＝12,500円＋（家賃相当額－24,500円）×1/2
（最高支給限度額：27,700円）</td></tr><tr><td>別居する配偶者のための借家等</td><td>上記の２分の１の額</td></tr></table></td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。

借家等

［家賃月27,000円以下］
支給額＝
家賃相当額－16,000円

［家賃月27,000円超］
支給額＝11,000円＋（家賃相当額－27,000円）×1/2
（最高支給限度額：28,000円）</td>
<td>千円

電気事業

3,981

水道事業

3,241</td>
<td>円

電気事業

221,178

水道事業

270,108</td>
</tr>
<tr>
<td>通勤手当</td>
<td>通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。

<table><tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>交通機関利用者</td><td>６か月定期券等の価額により一括支給。
１か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。
ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。</td></tr><tr><td>交通用具使用者</td><td>使用距離に応じて2,460円～41,050円。
（自動車・バイク・自転車とも同額）
ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td></tr></table></td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

交通用具使用者の支給額
2,000円～31,600円

特急列車、高速道の加算限度額
20,000円</td>
<td>千円

電気事業

9,015

水道事業

12,463</td>
<td>円

電気事業

166,936

水道事業

235,155</td>
</tr>
<tr>
<td>単身赴任手当</td>
<td>異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円～16,000円を加算。</td>
<td>異なる</td>
<td>〈国の制度〉

8,000～70,000円を加算</td>
<td>千円
電気事業
4,164

水道事業
360</td>
<td>円
電気事業
416,400

水道事業
360,000</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>宿日直手当</td>
<td>正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。
<table><tr><th>区分</th><th>手当の額(勤務１回につき)</th></tr><tr><td>医師</td><td>21,000 円</td></tr><tr><td>一般の宿日直</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>特別支援教育諸学校</td><td>7,100 円</td></tr><tr><td>警察</td><td>7,400 円</td></tr></table></td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>千円
電気事業
0
水道事業
0</td>
<td>円
電気事業
0
水道事業
0</td>
</tr>
<tr>
<td>管理職員特別勤務手当</td>
<td>公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務１回につき 12,000 円以内（勤務が６時間を超える場合には 18,000 円以内）の額とする。</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>千円
電気事業
48
水道事業
24</td>
<td>円
電気事業
12,000
水道事業
12,000</td>
</tr>
<tr>
<td>給料の特別調整額</td>
<td>管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。
<table><tr><th>職</th><th>支給額</th></tr><tr><td>部長級（行政職）</td><td>94,800円～130,700円</td></tr><tr><td>課長級（行政職）</td><td>59,000円～ 80,700円</td></tr></table></td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>千円
電気事業
9,977
水道事業
6,352</td>
<td>円
電気事業
906,982
水道事業
907,371</td>
</tr>
<tr>
<td>寒冷地手当</td>
<td>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で 、11 月から翌年３月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。
<table><tr><th rowspan="2">世帯等の区分</th><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr><tr><td>月額</td><td>19,800 円</td><td>11,400 円</td><td>8,200 円</td></tr></table></td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>千円
電気事業
4,490
水道事業
3,392</td>
<td>円
電気事業
64,143
水道事業
60,563</td>
</tr>
<tr>
<td>特地勤務手当</td>
<td>生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（２級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。</td>
<td>異なる</td>
<td>＜国の制度＞
2級地の支給割合
8/100</td>
<td>千円
0</td>
<td>円
0</td>
</tr>
<tr>
<td>夜勤手当</td>
<td>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前５時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</td>
<td>同じ</td>
<td>―</td>
<td>千円
電気事業
0
水道事業
0</td>
<td>円
電気事業
0
水道事業
0</td>
</tr>
</table>